

# 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の 各種助成概要について

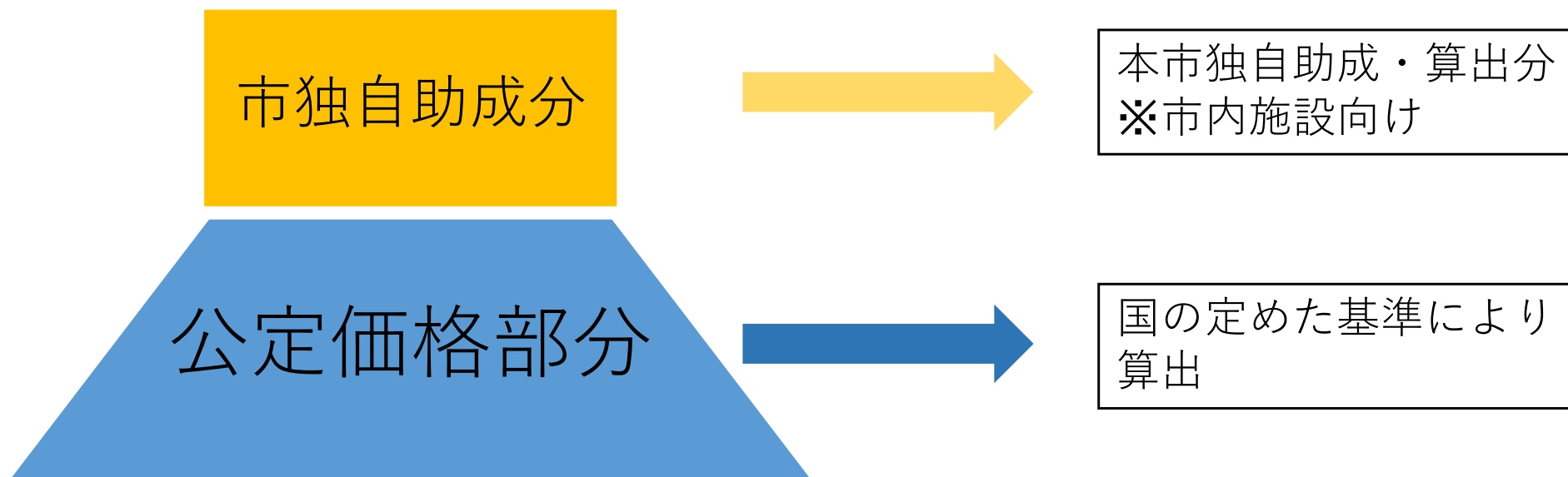
～市独自助成分について～

令和8年5月作成 保育・教育給付課

こども<sup>★</sup>誰<sup>★</sup>でも  
通園制度

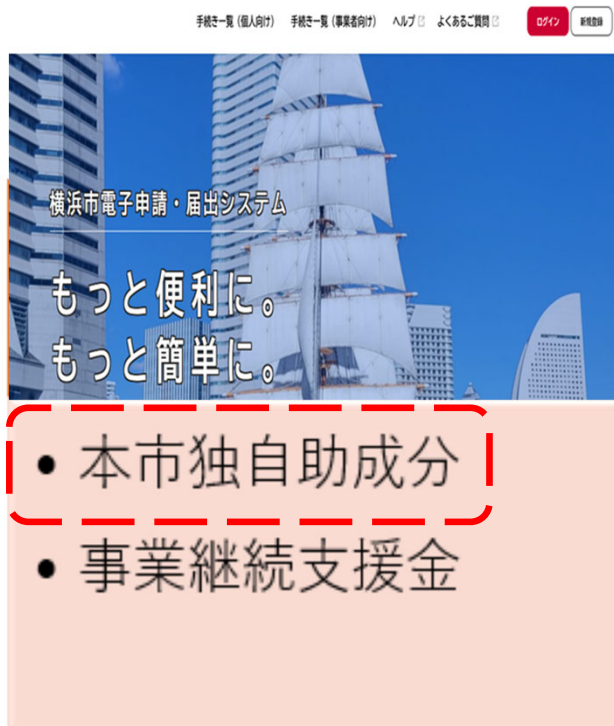
## 乳児等通園支援事業に係る「乳児等のための支援給付」の構成について

令和8年度の乳児等通園支援事業に係る給付は、給付制度化により「公定価格部分」と「市独自助成分」の2段階で構成されます。



## 本市独自助成分の内容について

本市独自助成分は、横浜市電子申請・届出システムで提出を受け付けますが、以下の2種類の助成内容で構成されており、その内訳は右記のとおりです。



基本助成

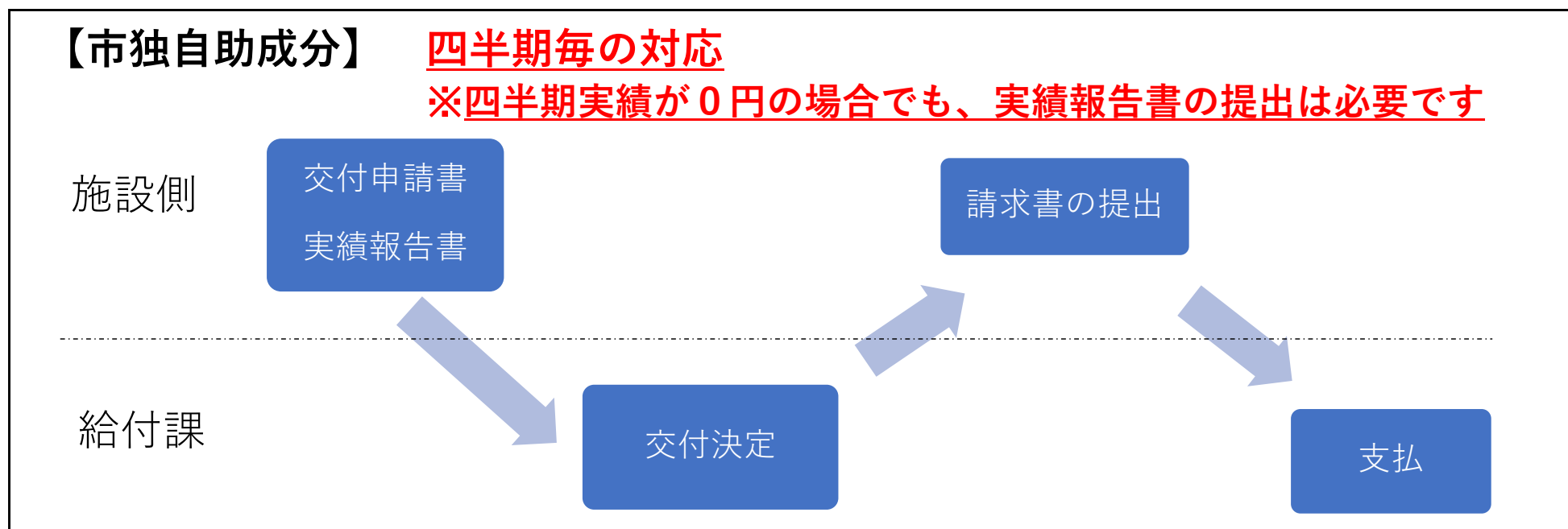
ICT機器導入補助

※研修費・備品費は廃止

※性被害防止対策補助は、別の補助金で対応  
(後述あり)

## 事務の流れの違いについて（本市独自助成分） 1-1

市独自助成分は四半期毎に交付申請が必要となります。第1四半期分では事業継続支援金も併せて申請してください。



## 事務の流れの違いについて（本市独自助成分） 1－2

独自助成分は、専用システムでの管理はなく、エクセル様式での対応となります。なお、公定価格部分のように、毎月提出頂く様式はありません。

### 四半期毎の事務

※10日期限、詳細なスケジュールはスライド11参照

#### ① 交付申請書兼実績報告書

+必要に応じて支払拳証資料（領収書、納品書など）を提出



#### ② 交付決定通知が届き次第、請求書を提出



## 【独自助成分】基本助成について

基本助成は、本制度実施に必要な基本的な経費に対して、本市独自に助成します。  
独自助成分は総合支援システムでは対応できませんので、別途対応が必要です。

### 【助成額】

50,000円/月

### 【提出資料】

特になし

### 【対象園】

以下の条件を満たす施設（預かり実績がない月も対象）

#### 【条件】

○横浜市一時保育事業において、乳児等通園支援事業連携加算を受けていないこと。

※**余裕活用型施設のみ、月4回以上（保護者事前・直前キャンセル含む）の受入実績があること**（例）2月利用実績なしの場合・・・余裕活用型：対象外 余裕活用型以外：対象

## 【独自助成分】 ICT機器導入補助について1-1

ICT機器導入補助は、制度実施に必要なICT機器等の導入費用に対して助成します。支出額の3/4補助であり、支出額＝補助額ではありません。

領収書の日付が属する月の期間の交付申請時に、申請が必要です。

### 【助成対象物品（参考）】

業務用タブレット・スマホ端末の購入

無線LAN設備導入

プリンター購入（領収書発行の為）

セキュリティ対策ソフト購入費用

○補助上限額 **3/4補助**、1/4事業者負担

200,000円/年間（**実質補助上限額150,000円**）

○対象園

個人立、宗教法人立の幼稚園、幼稚園型認定こども園、  
地域子育て支援拠点

○提出資料

支払拳証資料・・・領収書＋納品書など

※内訳表示がない場合、内訳が記載された資料も必要です

## 【独自助成分】 ICT機器導入補助について1-2

ICT機器導入補助に対する補助額は、以下の計算例を参考にしてください。

### 【計算例】

補助上限額  $200,000\text{円} \times 1/4$  (事業者負担) = 50,000円

$200,000\text{円} - 50,000\text{円} = 150,000\text{円}$  (A)

ICT機器導入費用 260,000円 (B)

(A) or (B) のいずれか小さい額を助成額とするため、150,000円を助成します。

### 【重要】

支出額の3/4補助であり、支出額 = 補助額ではありませんのでご注意ください。

## 事業継続支援金について

### 単価

- ・ 25,000円/年

事業継続支援金は市独自助成分ではありませんが、独自助成分と併せての申請対応とします。

### 対象経費、期間

- ・ 経費：光熱水費、物品購入費用
- ・ 期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日

### 提出書類

- ・ 支払挙証資料（請求書・領収書等※データのみの場合そのデータ）
- ・ 按分表（別紙、按分表参照）

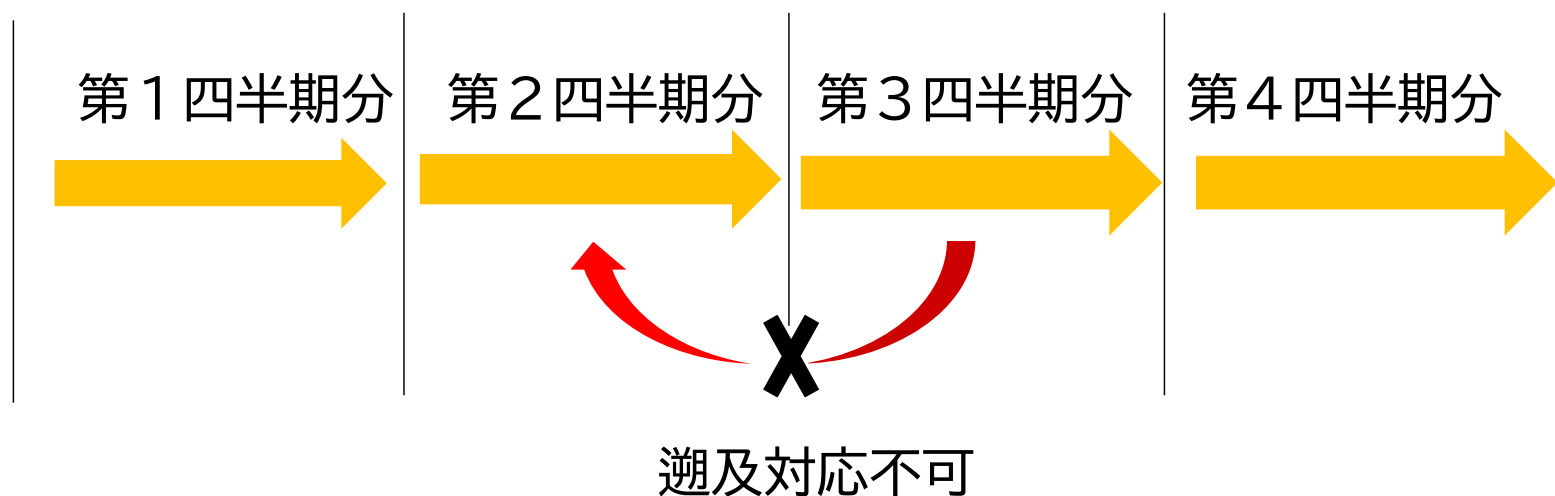
### 申請方法

- ・ 第1四半期分の交付申請書で申請（上記の提出書類を添付）

## 過誤案件が生じた場合の対応について（独自助成分）

実績に誤りがあるなど、過去に遡及する案件が生じた場合・・・独自助成分については、交付決定後の変更はできません。

公定価格部分については、遡及変更可能であるため、混同しないようにご注意のうえ、申請誤り等が生じないようにご留意ください。



## 提出期限・対応期限等の比較表

### 市独自助成分について

	第1四半期分	第2四半期分	第3四半期分	第4四半期分
対象期間	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
提出期限 ※原則10日	7月10日	10月13日	1月12日	4月12日
提出書類	交付申請書兼実績報告書（エクセル様式、PDF化後に提出）＋挙証資料			
提出方法	横浜市電子申請・届出システム			

### 【参考】公定価格部分について

	利用実績	請求書
対応期間	毎月4日✕	毎月15日✕ ※毎月5日に自動作成、15日までに確定処理が必要
提出書類	なし	
提出方法	利用実績と請求書は総合支援システム上で自動作成 施設は内容確認＋請求データの確定処理を実施	

## 市独自助成分の提出先について

市独自助成分＋事業継続支援金に係る書類の提出先は、以下を参照してください。

### 【リンク先】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ec2555e5-e38f-476f-9550-ac9ec4a94d99/start>

### 【実際の手続きフォーム（参考）】

交付申請書・請求書提出フォーム（兼用）

アップロードするファイルを選択

その他、添付書類提出フォーム1

アップロードするファイルを選択

選択して、ファイルをアップロードしてください。



二次元バーコードや、以下のキーワード検索でも対応可能です

キーワード検索

乳児等通園支援

検索

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA